

登園許可届

下記の伝染病疾患にかかり、登園停止になっておりましたが、主治医より
保育園へ登園しても差し支えないという許可が出ましたので、報告いたします。

※主治医の診断書・証明書は必要ありません。

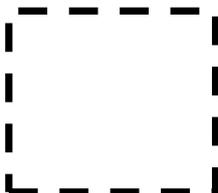
○印	伝染病名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が伝染の恐れがないと認めた時は、この限りではない)
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)になったら
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
	風疹(三日はしか)	発疹が消失してから
	溶連菌感染症	抗生物質(抗菌薬)内服後24時間～48時間経過してから
	流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失し、感染の恐れがなくなるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消えた後2日を経過してから
	急性出血性結膜炎(アポ口病)	主治医により感染の恐れがないと認められるまで
	手足口病	発疹や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段通りの食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌物質による治療が終了するまで
	伝染性膿痂疹(とびひ)	発疹が乾燥しているか、浸潤部分が覆える程度のものであること
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態がよくなってから(発疹の有無は関係ない)
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)になったら
	突発性発疹	発熱がなく、機嫌がよく、全身状態がよくなってから
	RSウイルス	鼻水・咳・喘鳴などが消え、全身状態がよくなってから
	感染性胃腸炎(アデノ・ノロ・ロタなど) その他の感染性胃腸炎()	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事ができること
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157・O-26・O-111など)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて、連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから

伝染性疾患の登園停止期間： 月 日 ～ 月 日

診察を受けた病院名・医院名

病院・医院の電話番号

組



園児名

保護者名

印